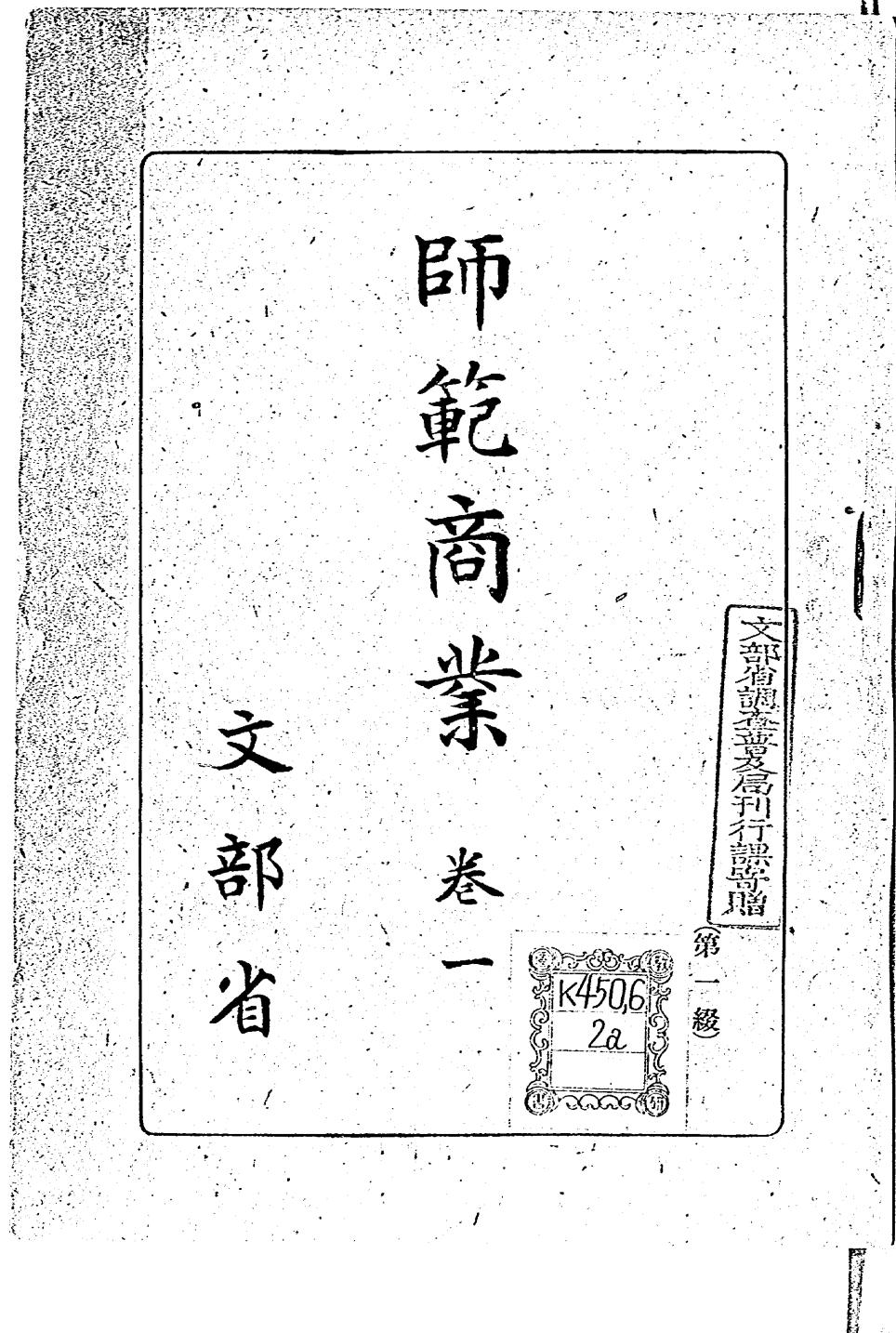


K450.6

2a



目 次

序 説

第二節 經 濟

第一節 日本經濟の史的發展

第一章 國民經濟の構成

第一節 生 產

第二節 流 通

第三節 消 費

第二章 商業の任務と活動

第一節 商業の任務

第二節 商業の活動

第三章 商業經營の形態

第一節 企業形態

第二節 商業經營の種類

第四章 交 易

第一節 國家と交易

第二節 交易施設

第五章 經濟政策

第一節 我が國の經濟政策の概要

第二節 經濟政策の本質

師範商業 卷一

序 説

第一節 經 濟

經濟の意義 經濟の本義は、欲望を満足するために行ふ、財の生産・交換・分配及び消費に関する經濟活動にある。人が生れて生活をなす目的は、生命の維持、健康の保持、技能の修得、誤謬の享受等の諸條件を満足することによつて達成することが出来る。實に、人はその生活活動にあたつて、多くの不足を感じ、これを満さうとする衝動を感じるものである。これを欲望といふ。

欲望、欲望の中には生れつきのものと、慣習によつて發生するものとがある。前者はその數に限りがあるが、後者は限りなく増加して止むことがない。これ等の欲望は人の性、年齢、教育の程度によつてその強さに差がある。そして、文化が進めば進むほど、多種多様となる傾向にある。欲望は、人生に對する重要性の高低、強弱によつて色々に區別される。しかし、あらゆる欲望が満足されない。

い場合には、生命を維持するための欲望が最も痛切に感じられる。だが、この食欲の如きは一度飽食すれば忽ち満足して、その勢を急激に減少するに至る。かやうにして、欲望の種類は漸次増加して止むときがない。しかし或る時或る欲望に關する限り自ら限度がある。

財　財は、欲望を満足させる力を認められて始めて成立つものである。この中自然界に限りなくあつて、自由に獲得し得るものと自由財といひ、空氣・水・日光の如きこれに屬する。その數量に限りがあつて、自由に獲得し得ないものを經濟財といふ。現今的生活必需物資の大部分はこれに屬、多少の對價又は犠牲を拂はなければ通常これを得られない。

欲望は、人口の増加に伴なつて増加し、これに伴なつて經濟財が増加する。又土地の如きは自由財から經濟財に變つたものである。同様にして有形物に次いで無形物も亦經濟財となる。例へば知識・技能・熟練の様なものである。

財と效用　各種の財がわれらの生活に役立つのは、その效用に基づくのである。例へば、書籍が學問を普及し、機械が製品を生み、衣服が體温を保ち、品位を保つに役立つ如く、すべての財にはそれが特殊の效用があつて、その效用の大なるほど財は有益である。

效用に對して費用を考へるとき、人間の經濟活動の原則が生れる。即ち、或目的を實現するためには、これに要する幾つかの財の効用と、その費用とが比較對照されるが、その中で最小の費用と常に見るところである。

最大の効用とを結びつける意識から、經濟則が生れるのである。

人間以外の生物にあつては、意識的にかやうな經濟則に律せられる生活は無い。動物の如きは、自然則及び本能の力によつて、おのづから生きるものである。しかし、これらの間にあつても、おのづから、この經濟則に服する生活を營むものほど、種族の保存に成功してゐる實例は、われらの常に見るところである。

人間も亦、生きる營みをしなければならない。しかしながら、人間と他の生物との生命維持の方法の異なるところは、人間が萬物に秀でた、智力をもち、それによつて生活を營む點である。即ち、その經濟活動は、常に經濟則に従つて完全なる組織のもとに、優れた技術を應用して能率的に營はれることである。

又、人間では、單に生きることのみが生活ではない。その本來の使命は、社會の構成・充實及びその發展に協力するところにあつて、その經濟活動は、既に述べたやうに、この大なる目的完遂のための一つの條件であつて、重要ではあるが、目的そのものではない。隨つて、われらの生活のすべてが經濟則に依つて營まれるものではない。故に、經濟は各人の生活活動の中、社會的基準を逸脱せざる活動である。

經濟價值　財の効用と費用とを比較對照するときには、その財の價值が決定される。例へば、同一

效用あるものならば、費用が小なるほど經濟上の價値ありとし、反対に、同一費用を要するものならば、效用が大なるほど、その價値が認められるのである。即ち、經濟價値は、財が經濟生活に如何に役立つかの、程度を表現するものであり、經濟則の基準である。

經濟價値は、かやうに財の效用と費用との比較關係によつて決定されるが、價値の判断者が一人なるとき、その主觀に基づいて決定される價値があり、又これに對して、多數の人々の客觀的判断の結合によつて決定される價値もある。前者は主觀的價値であり、後者は客觀的價値である。

又、財の價値判断は、個々のものに就いて獨立しても行はれ得るし、多數の財の相互關係についても爲し得る。即ち、或財をその效用と費用との比較によつて、その一定量に價値判断を爲す場合には、その使用價値が決定される。これに對して、或財の一定量の價値が、他の財の如何なる量に相當するかを比較判断する場合には、その交換價値が決定される。例へば、或書籍の内容が讀者に與へる力と、この書籍を手に入れるために拂ふ、報償との比較判断から生れるものが、その使用價値であり、右の書籍が、米の一斗若しくは貨幣の金五十圓に相當するとするものが、その交換價値の決定である。しかしながら、使用價値と交換價値との觀念は全く分離するものではなくて、相關係するものであり、それぞれの決定に當つては相互に原因となるものである。

經營體 經済生活に關聯して、重要な存在は經營體である。現代の人間の經濟活動は偶然的、孤立

的なものは皆無であつて、すべて意識的、協力的に經濟則の實踐を求める。この場合に、經濟生活の手段として運營されるのが各種の經營體であつて、一定の經濟活動を遂げるための、多數の人々の協同組織である。例へば、一つの店舗、一つの作業所は生産上の任務を有する一つの經營體であり、同様に官廳も、學校も、それぞれの任務を遂行するためには經營體を成してゐる。われらの家庭も亦、家族の消費經濟生活のための家計經營體となつてゐる。かやうに、經濟活動の營まれるところ、それぞれ特殊の經營體が存し、國民經濟上の任務を遂行してゐる。

一箇の經營體は、その經營任務の遂行を指揮する經營指導者と、これに従ひ、なほ、これを扶ける經營從事者との協力によつて活動する。經營指導者は、經營體に於て最高の意志を具現する者であつて、經營體に包有されるすべての労力、資財を、己の創意工夫並に責任に於いて、その價値を最も有效に發揮する様に運營する。又經營從事者は指導者の命に従つて、己の能力を盡して、經營體の活動に參加し、分擔する職分の完遂を通じて、經營體の活動に遺憾なからしむる。

第二節 日本經濟の史的發展

一 上世の經濟

古代の我が國民は、概ね自然物の採取、或は狩獵、漁撈によつて生活を営んでゐたが、このこと

農業

は山の幸、海の幸の詞の傳へることによつてもこれを知ることができる。農業はもとより、我が國の主要な産業であつて、しかも、國民は夙に水田耕作に長じてゐた。當時の主な耕作物は稻であるが、かの保食神の話事によれば稻のほか粟、稗、麥、豆等の五穀が生産されたことも判る。これらの農業の發達は、時々の指導者のよろしきを得た事にもよるが、就中、仁德天皇は、田地の灌漑を便にして大いに農業を獎勵し給ひ、更に租稅の減免を行ひ、橋を架し道を開いて交通を便にし、人民の往來・物資の交易に便利を與へ給うたので、農業はいよいよ盛となり重きを加へるに至つた。

氏族經濟

氏族制度の時代には、各氏族には部なるものが隸屬して居り、これらの氏は部曲、氏部、家部などとも稱へられた。部は多くその隸屬する氏族の稱を取つて某部と稱したのであるが、時には、特殊の技能を以て氏族に仕へ、また朝廷に奉仕し、その職業の名稱を冠稱する場合もあつた。例へば、海部、網部、鶴飼部、麁司部、玉造部、弓削部、服部等の如きものがあつた。

固より農業が當時の主産業であつたが、工業生産もまた古くから行はれ、織物、陶器、皮革等に優秀な製品が見られた。養蠶が劃期的な發展を遂げたのは、應神天皇の御代朝鮮からの歸化人が養蠶の技術を傳習してから以降のことである。

市

當時は自給經濟の時代であるが、このことは、當代に交換が絶無であつたことを意味するものではない。物の交換は古代にその起源を有し、「あたひ」「あきなひ」等の語があるによつても知られる。しかし、交換が多少規則的に行はれた場所は市である。市は元來民の集まる場所を指したが、後に直接交換を行ふ場所を意味するに至つた。當時、著名な市には大和の輕市、伊香市等があり、これらは主として交通至便の地に設けられた。市は市司によつて監督された。このほか、古く行はれた商業の方法として行商がある。行商には、各地に存在した市へ行商するものと直接消費者の許へ行く者とがあり、男は「販夫」といひ、女は「販女」といふ。また行商人のことを連著とも稱した。「欽明記」の山背國深草里の人秦大津父が伊勢國に行商し、大いに富を得たとの記事は、その一例である。

更に海外との交易をみると、既に朝鮮及び支那との間に行はれ、攝津の難波津、務吉水門、筑紫の那津等の海港は交易によつて榮えた。

かやうに、物資の交換は古へより行なはれたが、交換の媒介物として用ひられたのは主として稻米、布帛の類であつた。

大化改新と班田制度を收めて公有となし、その私属の人民即ち部民を解放して公民となし、閥族の勢力を抑へて地方の

制度を確立し、國家として統一ある組織の下に、庶政の進展を圖つたのである。しかしして、人民には耕地を頒つて、その生活を安定させると共に、國家に對する義務として租、庸、調を負擔せしめたのである。

班田の制は、元來支那に於て、北魏以來行はれ來たつた、均田の法に倣つたものと稱されるが、我が制度は、人生れて六歳に達すればひとじく口分田を受けられ、終身これを用益し、死すれば即ち收公されるに對し、支那では、田を受くるものは十五歳より十八歳となし、老いて課税を免ぜられるに至れば、口分田の全額、或はその半分を收公され、また、男女の別によつてその額を異にし、或は年齢によつて授田額に差を設けたのである。かかる相違は、彼の均田法が、専ら生産額を増加せんがために、個人の労働力及び擔税力に應じて田を支給したのに對し、我が國にあつては、民に一定の基礎財産を與へてその生活を保障し、各戸の生活上の必要を充たさうとするにあり、その間に人民撫恤の精神が窺はれ、また班田が個人を考へずして戸を目標としたことを明らかにしてゐる。前代に行はれた、氏族制度による土地經濟でも、時代の經過と共に人口の増加、生活狀態の向上に從つて、從來の血縁關係よりも、地域關係が重要視されるに至つた。

されば、改新の制度は、氏を目標とせず、戸を對象としたから、政治上、經濟上の單位も、氏より戸に移つたとみなければならない。

國家の財源は専ら租、庸、調によつて貯はれるのであるが、その外に地方的な夫役として雜徭、雜稅として義倉、出舉などが定められた。義倉は、毎年一定額の粟を田租と共に輸せしめ、これを貯蔵して荒年に備へるものであり、出舉は、政府が官稻を人民に貸附けて、一定率の利を徵收する制度である。これは何れも人民救濟の目的に出づるものであつたが、そのうち出舉は次第に租稅の性質を帯び來たつて、富者といへども強制的に貸附けられるやうになつた。

かくて大化改新は、政治、經濟上に大なる改革を行なつたものであるが、これが實施に際して幾多の困難な問題に當面した。殊に班田制の實施に際しては、煩雜な手數を要したのみならず、その間奸詐が行はれ、遂に完全に行はれなかつたのである。加ふるに、當時田地には、口分田以外に神田、寺田の如き私有地がなほ存在し、また位田、功田、墾田の如き比較的長期間、私有を許されたものがあつた。これらの半永久的の私有地が、時の經過と共に永久私有地と變じ、また社寺の私有地には、不輸租の特權を許されてゐたので、田地を社寺に寄進して國司の誅求を逃れる者が出て、ここに公地、公民の精神はすたれるに至つた。奈良時代に入ると人口の增加に伴ひ、班田すべき土地に不足を告げたので、新に三世一身の法を設けて開墾を獎勵し、遂には墾田の永久私有を認めたのである。かくて改新の眼目たる土地公有の制は破れ、これに代つて行はれたのが莊園制度である。

莊園制は奈良時代にその萌芽をみるが、その本格的に發達を遂げたのは、平安時代からである。

これが發生の原因に就いては、種々考へられるが主として貴族の壇有する不輸、不入の特權に均霑せんがために、莊園所有者がその收入の一部を、權門、勢家に寄進し、以てその保護を受け、自己の負擔を輕減し、かつ、その所有權を確立しようとするにあつた。隨つて、權門勢家は自ら土地を開墾せずとも坐して諸人の寄附を受け、廣大な莊園を所有するに至つた。これら莊園の増加は、國家の財源に重大な危機を招來するに至つたのである。奈良時代には、莊園と稱するものも未だ租、庸、調を免除されてゐなかつたが、平安時代に入つて莊園の不輸的性格が強化され、これが發達と共に、律令制度の施行は全く行はれず、これと共に地方政治は紊亂し、社會的不安が增長されたのである。

莊園内部の構成或はその所有關係は頗る複雜なもので、時代の進展と共に部分的に變更を生じた。

莊園經濟の下に於ける産業の中心は、依然として農業であつて、經濟生活の基調もなほ自給經濟であつた。しかし、これを前代に比すれば非常な進歩を遂げ、殊に國家體制が整へられるに従つて、生産機關の整備、生産技術の進歩が齋らされ、或はまた新礦物の發掘、貨幣の鑄造、商業の發展等によつて産業界も各方面に發展した。

當時勸業は、政府の重要な國策であつて、朝廷に於かせられては勸課養蚕に功績ある者を屢々表彰され、農事の改良には特に大御心を垂れさせ給うた。農耕と並んで養蚕業も發展して全國的に普及し、牧畜も官設牧場を設けて牛馬を飼養した。

礦業

次に、礦產物の增加は當代の特徴であつて、石油、金、銀、銅、錫、白礬石、白鐵、金青、硫黃、朱沙、綠青、真朱等が續々朝廷に貢獻された。朝廷ではこれらの貢獻に接する毎に御歎納あらせられ、文武天皇五年、對馬國より金を朝廷に貢するや、元を建て大寶元年とせられ、慶雲五年武藏國より和銅を献するや、和銅と改元せられ、錢を鑄して和同開珎と名附けられた。かの奈良の大佛鑄造に費した材料が銅七十四萬斤、白鐵一萬二千斤、鍊金一萬四百兩、水銀五萬八千兩といふ多額に上つたことは、國內礦業資源の豊富であつたことを示すものである。

工業

工業は、民間に於ては、主として農耕の片手間に行はれ、未だ低調の域を脱し得なかつたが、當時朝廷には鐵部司、漆部司、鍛冶司その他の官司があつて、比較的大規模な技術組織が行はれた。また貴族、寺院、地方の豪族等も多くの技術者を養ひ、自給經濟を營んでゐた。

商業

都城制の確立による都市の成立は、ものづから政治的中心と商業的中心との一致をみるに至つた。京の東西市は、令の制による所であるが、その大要をみると、市は、毎日正午に開き、日没前にこれを閉ぢ、商品の價格は市司がこれを監督し、肆ごとに標を立てて品目を記し、取引に用ふる度量、衡は毎年二月に官の検査を受けしめ、その他不正品の販賣、目方の不足等は嚴にこれを取締り、

官用を除くの外はすべて市で交易せしめた。商品の種類は、穀物、蔬菜、調味料、薪炭等の必需品より、文房具、雑貨の類に及んだ。市には商業を専門とする役人があり、地方には行商人が存在した。京に東西市が開かれた如く地方にも椿市、辰市、飾磨市等があり、また定期に行はれた市もあつた。現在各地にある二日市、四日市、八日市、廿日市等の地名はその名残りを止めてゐるものである。延喜式の規定によれば、市中にも店を開いて商業を行ふものがあり、これを店家或は「てんや」と呼び、さらに市中を行商するものもあつた。また水運の便などによつて、貨客の輻輳する要津には邸家(津屋)があつた。これは、後世の問屋の如きもので、旅宿と商品の委託販賣とを行ふものであつた。

外國との交通は、平安時代に遣唐使が廢止されたが、商船の往来は大陸との間に引續き行はれた。交易品は主として朝廷並びに貴族の需要に供せられ、その品種は官物或は貴族の嗜向に投するものであつた。

貨幣は前記の和同開珎を始め、いはゆる、皇朝十二錢と稱する銅錢が鑄造せられた。日宋交易が盛んな頃、宋錢の輸入もまた多額に上り、錢貨の流通に役立つた。しかしながら、貨幣の流通は極く限られた範圍に止り、政府の流通獎勵にも拘らず、錢貨の死滅をなすものが多かつた。

かかる莊園經濟も、武家が政權を執るに及んで、實際上變化を生ずるに至つた。

二 中世の經濟

平安時代に於ては、莊園の多くは權門、勢家を本所或は領家として、不輸入の特權を有してゐたが、かやうな情勢は、地方豪族の擡頭につれて漸く轉換期に向つた。即ち、領主と莊民との關係は、從來單なる所當徵收關係に限られてゐたが、當代に入つてから、封建的主從關係を生ずるやうになつた。殊に源平二氏の勃興と共にかかる傾向が著しくなり、武家の進出は、權門勢家の勢力を莊園より驅逐し、莊園制度は次第に崩解の過程を迎るに至つた。即ち、武家が地方に設置した守護・地頭の制度は、一般御家人の莊園侵略一回知行化の傾向を助長し、更に發展して御家人の分化を來た制度の崩解過程に於ける諸現象が、當時の經濟狀態に多大の影響を齎したこととはいふまでもない。

先づ、農業についてこれを見るに、前代まで、他に獨立の職業として、明白な分化がみられなかつたから、農業は唯一の産業であつたが、打續く戰亂のため、農民は安んじてその業に携はることができるなかつた。鎌倉幕府の開設後、一時海内は平靜に歸したが、吉野時代より室町時代の末に至るまで、再び兵戰の絶えることなく、ために農民は土地の耕作に從事することを妨げられた。加ふるに地方豪族は、農民に重稅を課して戰費に充て、或は諸種の夫役に農民を徴發したので、農民は

所在に流散し、土地の荒廢を見るに至つた。しかし、かやうな情勢は、大名領地が確立するに及んで改善された。即ち、大名は競つて領内の開墾を奨励し、農民の流離・逃亡を禁止したので農業は再び振興されるに至つた。

工業部門のうち、手工業は平安時代に於てすでに發達したが、當時は、手工業と農業とは明瞭に分化されなかつた。しかるに當代に入つて手工業は著しい發展を遂げ、その獨立は強化されて、從來の如く特定の註文品を供給する許りでなく、一般市場を目あてに商品を生産するやうになつた。即ち、工業は國民化されたのみならず、新たに職業團體としてあらはれ、しかも都市に集中されることなく、各地方に勃興するに至つた。その生産品は、劍、甲冑等の武器其を始め陶器、漆器、織物等の日用品より高級な工藝品に及び、生産技術の向上並びに品種の増加を來たした。「庭訓往來」の示すところによると、各地の名産として、加賀絽、尾張八丈、信濃布、常陸袖、上野綿、伊豫籠、讃岐圓座・檀紙、播磨杉原紙、備前刀、能登釜、河内鍋等が掲げられてゐる。

商業
座
手工業の發達につれて業者のうちから獨立の商人が發生した。旅商人、市商人、仲立商人、卸賣商人、小賣商人等の類がそれである。間又は問丸と稱する問屋も、鎌倉時代初期から次第に盛んとなつた。ここに注意すべきは、商人も手工業者と同様に權門、社寺等を本所と仰いで、一定の奉仕を代償として獨占權を與へられ、座を結成したことである。座の起源については、遼かにこれを

断定し得ないが、既に平安時代にその萌芽がみられ、當代以後に於てますます盛んとなつた。鎌倉時代に入つて、京の東西市は衰へ十五日交代に行はれるに至つたが、室町時代の末期より、城下町の勃興につれて地方的市場が漸次、城下即ち都市に集中されるやうになつた。なほ鎌倉時代に於ける小田原、或は室町時代に於ける周防の山口の市は、その著名なものであつた。

從來、市の商人より種々の課役を徴してゐたが、大名領の成立につれて、商工業は漸く活潑となり、座外の營業者が多く現れて自由に活動するやうになつた。これらの新興營業者は、座に對抗するため、大名の保護を求めるに至つた。大名も亦自領の富國策を講じようとして諸役を免除し、これらの營業者を己が城下に誘致するの策を講じた。信長の如きは樂市、樂座を設け、舊來の座の特權を停止し、他地方の商人が自由に來たつて營業することを許した。また伊勢桑名、備後尾道の如きも、諸地方の商人が自由に往來營業し、樂津と稱された。當時、農民はその土地より離れることを禁じられてゐたが、商人は自由に他國に出でて商業を營むことを許された。市場に於ける紛争も町人捌きと稱して、町人の自治に委ね、領主が干渉しないことを原則とした。これらの制は、何れも領内に於ける、物資の集散を活潑ならしめんがためであつた。

商業の發展に伴なつて貨幣の流通が顯著となつた。鎌倉時代以後貨幣の鋳造は中絶したが、前代の皇朝十二錢及び支那より流入した宋錢、明錢或は明錢に模した私鑄錢が現れ、市場には雜多な貨

幣が流通し、一時物價の混亂を來たした。室町時代の末期から各大名は領内の鎌山の採掘につとめ、甲斐の武田、加賀の前田、安藝の毛利の諸氏は、金、銀貨を鑄造したが、織田豊臣兩氏の海内統一の業が進むにつれて大判、小判を鑄造し、次第に貨幣制度が統一、整備され、貨幣の海外依存から脱却するに至つた。

金融機關としては借上土倉等が生れ、室町時代に入つて、これらの金融業は急速に發達した。また味噌屋、酒屋、問丸等の業者も金融業を兼營して、大いに富を得た。されば、幕府は土倉、酒屋等に多額の税金や献金を課したので、業者も當時の不安な社會に應ずるため社寺或は有力な公卿、武家に頼つて、その保護を求めた。賴母子講、無盡等もこの頃發生したものである。

爲替も既に行はれ、錢を以てする替錢と、米を以てする替米との二種があつた。これを「かはし」と稱し、割符又は切符と呼ぶ手形を發行したのである。爲替は金商、兩替業、割符屋等の専門業の外に問丸、社寺でこれを營んだ。

交 通

いはゆる戦國時代に入ると群雄が諸地方に割據し、交通は種々の原因で阻害された。即ち、關所を設けて通行人を警戒すると共に、一種の通行稅を課して自己の財源となし、また海港を有するものは津料、河手、帆別錢等を課して海關稅を徵集するに至つた。しかし、信長が海内を統一せんとするに至つて關所を整理し、交通の圓滑を圖つた。交通機關として馬借、車借、傳馬の制を設け申

山道、東海道は特に宿驛が發達した。

海外交易

海外交易も次第に盛大となり、天龍船、勘合交易船等の制度が設けられ、對明交易は頗る殷盛を極めた。

朱印船交易制度は、秀吉が長崎、堺、京都の商人に朱印狀を與へたことに始まる。このほか室町中期頃より我が邊民の、ひそかに海外に渡航し交易するものが出て、中には一種の武装商船隊を組織するものもあつた。また西國の大名も頻りに交易を獎勵し、山口、博多、堺の三都市は、海外交易を背景として發達したものである。また天文年間より西歐人が來航するに及んで、ここに日歐交易の開始をみると、當時これを南蠻交易と稱し、西國大名は競つて交易を開始した。島津領の鹿児島・山川・坊津・大友領の府内・日出、松浦領の平戸、大村領の横瀬・福岡、有馬領の口ノ津等には洋船が來航し次第に繁昌するに至つた。南蠻交易品は、輸出品としては銀、銅、刀劍、漆器等で輸入品としては生絲、絹織物、陶器、綿織物、藥物等で、これらは主として支那商品であつた。このほかインド支那、インド、マライ等南方諸地域及び西歐の物産等も舶載された。火器の舶來は、我が戰術に多大の影響を及ぼしたものである。

都市の發達 大名の成立と共に、城下町が發達したことは既に述べたが、城下町のほかに市場から發達した市町、社寺の門前に發達した門前町、船舶の發着から發達した港町がある。このうち門前町は、單なる

る社寺に對する信仰のため民衆が集散したものではなく、中世に於ける社寺が經濟生活と密接な關係を有してゐたからである。即ち、社寺自ら新闢を設けて通行税を徵したり、また金融機關となつたことは既に述べた通りである。

以上の如く、當代に入つて、商工業は各々獨立の職業として發達したのであるが、これと共にこれら業者の社會的勢力も次第に向上した。既に述べたやうに、商工業が農業より分化した當初にあつては、これらの新職業者は、他の壓迫に對應するために自ら團結し、或は社寺並びに權門・勢家に賴つて自衛の道を講ずる必要に迫られたのである。即ち、座制度はその一形式である。座商の有した特權は、商品の販賣、販賣區域の限定、行商路の專用、通行稅及び海關稅の免除、營業の世襲等であつた。

かくて、商工業者はその豊かな蓄財で、次第に隱然たる勢力を獲得し、室町時代末期には、もはや幕府と雖も、彼等の富力を無視しては、政治をなし得ない狀態に立至つた。その一例として、堺商人の如きは都市の政權を握つて自治制を布き、市政は三十六人衆なる市民によつて行はれ、その財力は屢々、武將の軍事的活動を左右する程であつた。そもそも座制度は商工業獨立の初期に於ては、これが發達を助長する上に與つて力があるので、商品の販路の擴張並びにその増産を必要とする場合、却つて斯業の發達を阻害することがある。戰國時代の大名が設けた樂市、樂座はかかる弊害を

除去するためであつた。即ち、いはゆる分權的封建制下では、各地に割據する諸侯は、いづれも富國強兵の策を強化する必要上、等しく商工業の自由を許し、己が城下に財貨を集散せしめる政策を採用したのは再び統一である。しかしながら、信長・秀吉を經て家康の時代になつて、戰國の亂世され、ここに經濟情勢もまた新たな組織の下に發足するに至つたのである。

三 近世の經濟

江戸時代

戰國の世相漸く治つて、江戸幕府が確立するに及び、士民は太平の御代を謳歌するに至り、文化が開けると共に經濟生活の向上を來たした。家康は信長・秀吉がなさんとしてできなかつた偉業を完成した。それで幕府の施政方針は庶事總て中央集權的であつて、秩序の正しい封建制を樹立したのである。

試みに對外關係を見るに、家康は信長・秀吉と同様に交易の振興に努めたが、吉利支丹宗の傳播と共に漸くその弊害の發生するのを認め、寛永年間に至り、三代將軍家光は遂に鎖國制度を布き、海外との交通は、わざかに清・蘭二國と長崎に於て交易を許し、しかもこれを官營とした。また、國內經濟を一體すると產業の發達に伴つて、市場は擴大されて全國的となり、各藩はその領内の物産を他藩と交易してその需要を充たした。しかしながら、これらの生産品は當時の交易情勢より

經濟の特色

みて、國內需要を標準としたものであつて、海外交易品の生産に力を致したのは、次代の産業に俟たなければならなかつた。これが江戸時代の經濟を鎖國經濟或は國內經濟と呼稱する所以である。江戸時代の封建制度を、經濟上より觀察すれば、土地を主要な生産手段、農民を唯一の生産者とする士農階級と、貨幣を以てその基礎とする商工階級との存立、即ち、「米造ひの經濟」と貨幣經濟とが並存してゐたことを意味するものである。さうして、かやうな經濟の兩面が、矛盾對立に陥れば、ここに封建經濟はその根柢より動搖を生ずるに至る。當時、武士の俸祿は米穀の高を以て支給されてゐたので、武士の經濟的基礎は米穀の上にあかれてゐたが、米穀は必ずしも交換の媒介物であつたのではない。勿論、米穀はある程度まで貨幣の作用をしたものであるが、一般の交換は貨幣で行はれたのである。幕府は創立當初より、貨幣の鑄造を行ふと共にその流通を獎勵したので、貨幣經濟は未曾有の發達を遂げた。當代の經濟學者たる太宰春臺は「經濟錄拾遺」に於て「昔は日本に金銀少く錢を鋤ることも無かりし故に、上より下まで金銀を使ふこと稀なり。錢も異國の錢ばかりを以て用足れりしに、慶長年中より金銀豐饒になり寛永錢を鋤てより大事には金銀にて用を足し、小事には錢にて用を足す」と述べ、又「然れば今之世は金銀の世界にて」と記してゐる。貴穀賤金の思想は、當代を通じて強く唱へられたが、實際に於ては貨幣尊重の風が昂じ、武家・農民が

次第に商人に壓倒されるやうな傾向を帶びて來たのである。

農業

いはゆる「米造ひの經濟」時代に、施政者が意を勧農に用ふることは言ふまでもない。幕府は慶安の御觸書を發布して、農民の心得を諭すと共に農事の改良に努め、極力農產物の増加を圖つたのである。ここに於て各地の特產物も續々増産され、海外から傳來された煙草・木綿・馬鈴薯・玉蜀黍・南瓜・隱元豆・西瓜等も栽培されるに至つた。その他、本綿を始めとし四木(茶・桑・楮・漆)三草(紅花・藍・麻)等が増殖され、士民の生活を潤むに至つた。養蠶は當代に於て殊に發展し、長崎交易開始の頃、主要輸入品であつた生絲は中頃より輸入を停止され、更に幕末の頃には我が國輸出品の第一位を占めるに至つた。

牧畜及び水産業

牧畜及び水産業もまた割期的な發展を遂げた。牧畜は主として牛馬に限られてゐたが、幕府は、小金井、佐倉等に牧場を營み、また南部、津輕、仙臺の諸藩も良馬の產地として有名であつた。水産業は各地の沿岸で行はれたが、九十九里濱の鮪、土佐・阿波・薩摩・紀伊・伊豆・房總等の鰐、銀夷地の鮑・鰐・鰹・海草類等が特に有名である。また西海、南海で行はれた鮫漁は、その雄壯な漁業法を以て有名である。製鹽業もまた發達し、主として瀬戸内海の沿岸で行はれた。義士で名高い赤穂或は撫養、行徳は特に著名である。

泰平の打續くと共に國民の生活程度は向上し、士民の奢侈的欲望も增長した。その結果工藝品で

第二節 日本經濟の史的發展

對する需要は増加し、かつ、諸藩の國產獎勵によつて工業は各地に發展した。なかんづく、その著しいものは織物、陶磁器、漆器、紙、酒等であつて、これらは何れも各藩の保護獎勵によるものである。江戸時代中期になると、幕府を始め各藩も財政に苦しみ、その窮乏を救済するため、殖産興業に力を致したのである。即ち、施政者は資金を貸與し、或は品質を検査して粗製濫造を防止し、或は販賣統制を行つて價格の亂脈を防いだ。これを前代の座制度と比較すると、數段の進歩といふであらう。しかしながら、當時の工業は一般に手工業又は家内工業であった。家内工業には資本的の經營も行はれ、手工業的工場生産の如きも存在してゐた。しかし、商品生産が飛躍的に増加したこととは注意すべきである。また、諸藩に於て藩士の財政を救済するために、士族の妻女に工業技術を授けた。白河藩の紺・縮緬、甲州の郡内織等はその一例である。かやうな傾向は、武士が從來の經濟様式では、到底生活できなくなつたことを示すもので、なほ武士が町人化した一過程を示すものである。

藩營工業

當時諸藩に於て、藩營工業が行はれた。殊に、陶磁器については、諸侯が特別に窯を築き、名工に製造させて、自家用又は贈答用に供し、餘剰ある場合に限り、生産品を拂ひ下げた。島津の堅野窯、鍋島の太河内窯等はその例である。しかし、藩營工業が本格的に行はれたのは幕末以後のことである。なほ、當時輸入された洋式工業は、革新的な諸藩に於て採用された。即ち、佐賀、鹿児島

等の諸藩で築造された反射爐は、武器の製造に新紀元を劃し、また鹿児島ではガラス、硫酸の製造を始め、造船、機械、農具、刀劍の製造に洋式を採用し、慶應年間には、我が國最初の洋式紡績工場を建設した。かくの如く、安政開港直後に於ける工業は、目覺しい進歩を遂げ、この時既に明治維新後に於ける、殖産興業勃興の萌芽をみるに至つた。

商業

各種の産業が勃興し、その生産品が、交通の發達によつて、廣く國民の需要に供されるに従つて、商業もまた大いに發展した。當時大阪は、それらの商品の集散の中心であつて、江戸は最大の消費地であつた。諸藩は大阪或は江戸その他要津に藏屋敷を設け、米穀その他領内の產物を送つて販賣せしめた。また、これを擔保とし、金融業者より金の融通を受けた。大阪の掛屋、江戸の札差は、これらの金融を業としたものである。

米市場

市の商業も、この時代に取引が益々増加すると共に、投機的取引が發達した。即ち、大阪堂島の米市場は、同地の米問屋、淀屋の創めたもので、その規模は頗る大きく、元祿年間には商人間に千石・萬石の米の買賣が行はれたといふ。米市場の外に、魚市場、雜喫場、紺市、馬市等が、いづれもその特產地を中心としてたてられた。

このやうに、商業が盛大になると、商人の間にも問屋の仲買、小賣等の秩序が整備されるに至つた。遂には巨額の資本を擁して商業に從事し、時には相謀つて物價を左右し、利益を壟斷する弊風

が生じた。幕府はこれを防止するがために同種の営業者の組合に壓迫を加へ、利益を獨占することを禁じた。これら商工業者の組合には、官許を得たものと、然らざるものとがあつた。前者を株仲間と稱し、後者を單に仲間といつた。株仲間制度は官許を得て各々その種の営業を獨占したものであるが、その設立の目的は必ずしも同一ではない。例へば、江戸の十組問屋、大阪の二十四組問屋の如く、斯業の發達のため及び同業者の取締り監督を期するためには許可したものと、脣屋とか兩替屋の如くこれが取締りをなすために、新規開業者の停止を目的としたものとがあつた。このほか、廻船問屋として、海運の安全を期するために設けられたものに、菱垣船問屋と檜廻船問屋等があつた。この株仲間制度は、その獨占権の濫用に依つて次第に弊風を生じ、天保年間、物價の騰貴を抑制するために一時停止されたが、豫期した效果はあがらず、利へ商法は崩れて融通の道が通ぜず、間もなく諸問屋が再興された。

既に中世に座制度が發達したが、當代の座は金座、銀座、銭座、銅座、鐵座の如く幕府直營の業と化し桿座、秤座、米座等の如く、幕府の監督の下に特定の商人に限つて用ひられたもので前代のそれとその性質を異にしてゐた。

行商の有名なものは富山の賣藥行商人があり、その規模に於て又その販賣額に於て最なるものである。幕末の頃には一箇年の賣上高は二十萬兩、從業者は二千二百人の多さに達したといふ。

長崎交易

長崎に於ける清・蘭兩國との交易も、時の情勢に従つてその仕法が改正された。寛永十三年發布されたものは、いはゆる白絲割符商法であつて、交易品のうち白絲及び端物はこの仕法で、割符商人の手を経て行はれたものである。明暦元年これは廢止され、相對賣買となり、諸國商人は自由に賣買をなし得たが、寛文十二年、市法、貨物商賣法が發布された。この方法は江戸・大阪・京・境等の目利十二・三人づつを選び、輸入品の鑑定を行なつて價格を決定した後、國內に販賣させたものである。幕府がかやうに交易仕法を度々改正した所以は、交易品の價格統制及び金銀流出の抑制を行はんがためであつた。既述の如く、當時の交易は變則的な片側交易であつたから、輸入品の代償としては、主として金銀を以つてこれにあつた。しかしながら、當代中期以後になると、幕府は金銀の流出を抑制せんがため銅を以て代用し、次いで銅の代りに俵物を以つてこれに充てた。これを行はんがためであつた。即ち、數度に及ぶ交易仕法の改革にも拘らず金・銀・銅の流出額が一向減少しないため、遂にかかる交易制限法を斷行し、却つて外國船によつて金銀を流出したことは注意すべき現象である。かくて幕末、開港條約が設定された。

貨幣

貨幣經濟は、當代初期以來躍進的に發達し、幕府は金・銀・銅の三貨を併用して、幕末に至るま

でに種々の貨幣を鋳造した。錢貨にはこのほか、鐵錢・真鑑錢等があつたが、その量は少ない。貨幣の發行権はこれを幕府が有し、金座・銀座・錢座等を設けて發行の機關とした。諸藩に於ても幕府の許可を受け錢貨を鋳造したものもあつたが、それは領内に限つて通用させたものであつた。次に金銀貨幣の種類並びに發行年月表を記せば次の通りである。

發行者	大判	小判	二步判金	三朱判金	二步判金	三朱判金	五兩判金
家 康	慶長六年	慶長五年					
綱 吉	元祿八年	元祿八年	寶永七年	寶永七年	寶永十年	寶永十年	
吉 宗	享保十年	元文元年	天保四年	元文元年	天保三年	文政十三年	
家 齊							
家 定							
家 茂	萬延元年	安政六年	天保八年	天保八年	天保三年	文政七年	天保八年
		萬延元年	安政六年	萬延元年	安政二年	文政二年	

發行者	丁 銀	豆板銀	五 叉 銀	二朱判銀	一朱判銀	二步判銀
家 康	慶長六年	慶長六年				
綱 吉	元祿八年	元祿八年	明和二年	安永元年		
家 治						
家 宣	寶永二年	正徳二年				
吉 宗	元文元年	元文元年				
家 齊	天保八年	文政三年				
家 慶						
家 茂	安政六年					

紙幣は寛文の頃、大名のうちにこれを發行するものが出て、その後、各藩及び旗下士の采地で盛んに用ひられるやうになつた。當時これを金札・銀札・錢札・國札といひ、また單に札と稱した。俗に藩札といふのがこれである。藩札は、その發行した藩内だけに通用するのを原則とした。藩札の發行の原因は、錢貨の不足を補ひ、使用の便を圖るためであつたが、主として藩の財政救済策とし

兩替

て行はれた。されば時代の下ると共に、諸藩に於ては滌札を濫發し、幾多の弊害を生ずるに至つた。明治四年、政府の調査によれば發行者は二百四十四藩、十四代官所、九旗下領であつて、その種類は千六百九十四種に及んだといふ。

手形には爲替手形、預り手形、振差紙、大手形、約束手形、藏預り切手等の種類があり、頗る圓滑に流通した。

町人の擡頭

封建制下に於ては、士・農・工・商の四民の階級は嚴重に規定されてゐたが、商業の隆盛は工・商の業に從事する、いはゆる町人階級の勢力を擡頭せしめた。町人はその富に任せて、都市生活を樂しみ、その衣食住は流行を逐うて華美を競ひ、武士は泰平の打績くと共に漸くその士風が頽廢し、都市生活の誘惑に克つことができず奢侈逸樂に耽つた。しかるに、武士の收入は、専ら農民の貢租によるものであるから、おのづから一定の限界があり、また豊凶の如何によつて、折々の收入に増減があつた。故に武士の經濟は次第に窮乏し、幕府・諸藩といへども財政難を訴へ、貨幣の改鑄による出目、或は國産の獎勵、質素儉約令の頻發等によつて、これが打開の道を講じたが、遂には町

人の富力の前に屈し、富商よりの借財によつて一時の急を凌ぐに至つた。かやうな情勢は元禄の頃から次第に著しくなつた。即ち、この頃より武士の經濟は漸次破綻の途を辿り、その救済は經世家の重要な問題となり、施政者の手腕は一にかかるべく經濟政策の可否如何にあつた。町人がその財力に任せて他姓養子、旗本家人株の賣買をなし、昨日の町人も今日は武士となり、今日の武士も明日は町人となるに至つては、もはや四民の階級も全くその意義を失ひ、封建制はその根柢より崩潰するに至つた。町人自らが身分の限界を超え、我が世の春を謳歌したこととは近世經濟生活の一特徴であつて、しかもこれの原因は土地經濟と貨幣經濟との矛盾にその端を發したものである。

四 最近世の經濟

新經濟組織
の發達

明治維新の鴻業は、庶政の改革を齎すと共に、我が經濟組織の上に一大變革を來たした。前代に於て既に經濟は著しい發展を遂げたが、なほ封建的諸制度に束縛され、その發展は抑制されてゐた。しかるに明治維新は、かやうな諸條件を除去したばかりでなく、新政府は、西歐の諸制度を參照して、新たな經濟組織の下に、殖產興業の獎勵に努めたので、我が國の經濟は、ここに面目を一新するに至つた。

政府はその創立の當初に於て、先づ幣制の改革と、殖產興業の獎勵との二大政策を樹立した。先

Approved by Ministry of Education
(Date May. 25, 1946)

著作権所有	文部省	定價金貳圓七拾五錢
翻刻發行者	東京都神田區錦町二丁目十六番地 師範學校教科書株式會社	昭和廿一年五月三十日 文部省検査済
發行所	東京都牛込區谷加賀町一丁目十二番地 大日本印刷株式會社 代表者 森下松衛 佐久間長吉郎	昭和廿一年五月三十日印 昭和廿一年八月廿九日發行 翻刻發行
師範學校教科書株式會社		

58.8.31 文部省寄附入乙